

やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女で育児・家事を分担し、共に希望に応じてキャリア形成と育児・家事の両立が可能となる社会の実現を目指し、子育てを地域全体で行う気運の醸成を図るため、男性、女性ともに希望どおり、育児休業制度を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組む事業者の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業（産後パパ育休を含む。）をいう。
- (2) 育児休暇とは、育児・介護休業法第24条第1項に規定する休暇制度をいう。
- (3) 「育児休業取得率100%」とは、育児休業の対象となる労働者全員が、育児休業（産後パパ育休を含む。）を1日以上取得することをいう。
- (4) 「1箇月以上の育休取得」とは、育児休業の対象となる労働者が、育児休業（分割取得する場合を含む。）及び育児休暇等により、1箇月以上の休暇を取得することをいう。

(届出)

第3条 県内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも適合し、かつ、その旨を宣言しようとするものは、知事に届け出ることができる。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第12条第1項又は第4項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ていること。ただし、次世代法第15条の2の認定を受けた認定一般事業主にあつては、この限りでない。
 - (2) 前号の一般事業主行動計画において、「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」について推奨することを規定すること。
 - (3) 前号の一般事業主行動計画を県において公表することについて同意していること。
 - (4) 過去1年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- 2 前項の届出は、やまぐち“とも×いく”応援企業届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、(1)及び(2)については、次世代法第15条の2の認定を受けた認定一般事業主にあつては、この限りでない。
- (1) 一般事業主行動計画の写し
 - (2) 都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し
 - (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める種類

(登録)

第4条 知事は、前条の届出を受理したときは、やまぐち“とも×いく”応援企業名簿に登録するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ、登録した事業者（以下「登録事業者」という。）に関する現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の登録をしたときは、登録事業者にやまぐち“とも×いく”応援企業登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 登録事業者は、一般事業主行動計画の計画期間が終了した後において、第3条第1項各号のいずれにも適合する場合は、同条第2項各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(変更の届出)

第5条 登録事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、やまぐち“とも×いく”応援企業変更届出書(別記第3号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 県内事業所の所在地及び名称(主たる事務所が山口県外にある場合)
- (3) 一般事業主行動計画の内容

(登録の抹消)

第6条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の届出をしたとき。
 - (2) 第3条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (3) 一般事業主行動計画に定める次世代育成支援対策を実施していないとき。
 - (4) 労働関係法令に違反する重大な事実があると認めるとき。
 - (5) 登録事業者から登録を抹消するよう申出があったとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者として適当でないと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された事業者は、遅滞なく、登録証を知事に返納しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により登録を抹消された事業者がその責めに帰すことができない理由により同項各号に該当することが明らかであると認めるときは、当該事業者を再度登録するとともに、登録証を再交付するものとする。

(登録事業者への支援措置)

第7条 県は、登録事業者が実施する次世代育成支援対策に係る取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、次世代育成支援対策に係る取組の状況に関し報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。